

別紙 1

仕様書

印刷機賃貸借の仕様については、次のとおりとする。

1 設置場所及び台数

別添「印刷機仕様書」のとおり

2 機器の仕様等

別添「印刷機仕様書」のとおり

3 内容

(1) 契約期間 契約締結日から令和12年8月31日

(2) 履行期間 令和7年9月1日から令和12年8月31日まで

(3) 契約金額 履行期間中（60か月）における本体及び付属品等の賃貸借料並びに保守点検料を含む総価契約とする。

(4) 賃貸借料金

賃貸借料の月額（以下「月額賃貸借料」という。）は、契約金額の60分の1の額とする。ただし、当該額に1円未満の端数があるときはこれを減じ、当該減じた額は初月の支払額に合計して支払うものとする。

また、賃貸借期間が終了したときの撤去に要する費用、用紙、インク、マスターを除く消耗品の供給、保守の料金及び故障時の修理費用を含むものとする。

4 保守条件

(1) 常時正常な状態で稼働できるよう定期的（年1回程度）に技術員を派遣して点検及び調整を行う。支障が生じた場合には、速やかに技術員を派遣して正常な状態に回復させること。また、点検、調整及び修理結果については、賃借人に結果報告を行うこと。

(2) 印刷機に必要な一般部品及び消耗品（用紙、インク、マスターを除く。）を円滑に供給するものとする。

(3) 賃借人の要請に応じ、機器の操作指導等を行うこと。

5 契約の方法

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において支出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除する。

6 印刷予定枚数

履行期間中における印刷予定枚数は、次のとおりとする。

32,000枚/月（両面1カウント）

※ただし、予定印刷枚数は最低印刷枚数を保証するものではない。

7 その他

(1) 下記の特記事項を遵守すること。

別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」

別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」

(2) 納入日は、8月26日（火）から8月28日（木）の間とし、設置場所への搬入は午前9時30分までに行うこと。また、正午までに設定を含む全ての作業を完了すること。

(3) 書類の作成に際しては、消せるボールペンは使用しないこと。

(4) 検品については、納入時に納入場所にて下関市ボートレース企業局ボートレース事業課職員が行う。

(5) 本仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。